

## 主要な施策の成果に関する説明書

地方自治法第 233 条第 5 項の規定に基づき、平成 23 年度の主要な施策の成果及び各会計における決算の概要について報告します。

### 1 主要な施策の成果

平成 23 年度の国の予算は、「平成 23 年度予算編成の基本方針(平成 22 年 12 月 16 日閣議決定)」によると、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」及び「財政運営戦略」に示された経済・財政政策の基本的な方針の下での最初の本予算として、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」の一体的な実現など、これまで先送りされてきた重要政策課題に着手し、解決していくための出発点とすることを基本理念として編成したとされております。

東京都の平成 23 年度予算は、平成 22 年 12 月に発表された「平成 23 年度予算編成の基本的考え方」によると、厳しい財政環境が続く中であっても都政の使命を確実に果たし、中長期的に施策を支え得る財政基盤を堅持しながら、東京の新たな活力と成長へと結びつける予算として、第一に、現下の社会経済情勢の下、都民が抱える不安を払拭し、活力を取り戻す効果的な手立てを速やかに講じるとともに、中長期的な視点から、東京が持つ可能性や潜在力を引き出し、新たな成長へ結びつけていく戦略的な取組を揺るぎなく進めること、第二に、すべての施策を厳しく検証し、その効率性・実効性を一層向上させるとともに、基金残高の確保にも配慮するなど、将来にわたって積極的な施策展開を支え得る財政基盤を堅持すること、これらを基本方針として編成したとされております。

本市では、平成 23 年度における市を取り巻く財政環境は依然として厳しいものと見込まれていましたが、行財政改革を積極的に推し進める中で有効財源の確保を図り、これまで着実に取り組んできた新市建設計画の成果を礎に、新たな行政課題に果敢に取り組んでいくことが重要と考えました。このような観点から、平成 23 年度予算は、総合計画後期基本計画やマニフェストの実現を図るとともに、国や東京都の施策と連携をとりながら、市民生活に直接かかわる少子・高齢化対策をはじめ、現下の社会経済情勢の下、経済対策、雇用対策、環境対策などの行政需要にも的確に応えていく予算としました。また、編成に当たっては、第三次行財政改革大綱に基づき、人件費の抑制、行政評価による事業の見直し、シーリングによる経常的事務経費の削減、下水道事業特別会計の健全化、未利用市有地の売却等の行財政改革に取り組みました。

平成 23 年度決算(地方財政状況調査による普通会計決算)においては、歳入面では、雇用情勢・所得環境の低迷により個人市民税が減収となりましたが、内需大手企業の業績回復により法人市民税が、新增築家屋の増により固定資産税及び都市計画税が増収となり、徴収努力による徴収率の向上もあって、地方税全体では3年ぶりに 300 億円台に回復しました。また、基準財政需要額の増等により地方交付税も増となりましたが、新市建設計画の終了、臨時財政対策債の減により地方債が大幅減となり、歳入全体では、679 億 4,442 万 7 千円(対前年度比 1 億 6 万 8 千円・0.1%減)となり、4年ぶりに前年度を下回りました。

歳出面では、新市建設計画事業の終了により普通建設事業費が大幅に減少しました。しかし、子ども手当、生活保護費や障害者福祉費等の扶助費、合併特例債や臨時財政対策債による公債費が増加したこと、また、みどり基金の創設など、基金間での積み替えを行ったことなどから、歳出全体では、過去最高額の 666 億 7,359 万 8 千円(対前年度比 1 億 3,979 万 9 千円・0.2%増)となりました。その結果、実質収支も6年ぶりに 10 億円を下回りました。

また、平成 23 年度の経常収支比率は 90.8%となり、普通交付税・臨時財政対策債の増により大幅に改善した前年度に比べて 3.6 ポイントの増と平成 21 年度以前の水準へと後退しました。その要因は、歳入のうちの経常一般財源等が、普通交付税や地方税の回復により対前年度比 3 億 6,188 万 7 千円・0.9%の増となる一方で、歳出における扶助費や公債費などの義務的経費に加え、新規施設の開設に伴う物件費の増加などにより、経常経費充当一般財源等が歳入の増を上回る対前年度比 17 億 4,309 万 5 千円・5.1%増となったことによるもので、引き続き義務的経費等の増加による財政の硬直化が進んでいる状況です

以上のような状況に加え、基幹的収入である市税が、低迷している所得環境の影響等により依然として楽観視できない状況にあること、普通交付税・臨時財政対策債の合併による特例措置が縮減していくことなどを考慮すると、今後はこれまで以上に行財政改革の取組を推し進めていく必要があります。そのような状況の中、平成 23 年度においては、将来需要への的確な対応を図るため、財政調整基金の取崩しの抑制や、まちづくり整備基金の積み増し、みどり基金の創設など基金残高の回復に積極的に努めました。

次に、主要な施策の成果を総合計画の施策体系に沿って述べると、「創造性の育つまちづくり」では、保育園施設(しもほうや、なかまち保育園)の耐震補強工事を実施するとともに、上向台小学校区に新たに学童クラブを設置しました。学校施設では、中学校での完全給食を3校で開始するとともに、残る6校での実施に向けた改修工事等を行ったほか、小中学校の普通教室への空調設備設置工事の実施設計を実施しました。また、文化・スポーツでは、平成 25 年度に開催するスポーツ祭東京 2013 の会場である総合体育館の改修工事を実施したほか、平成 24 年 3 月には文化芸術振興計画を策定しました。

「笑顔で暮らすまちづくり」では、平成 22 年度に引き続き中部圏域に地域福祉コーディネーターの試行的な配置を継続するとともに、平成 23 年 5 月には障害者総合支援センター「フレンドリー」を開設し、また、認知症高齢者グループホームなど地域密着型サービス等の施設整備を行いました。

「環境にやさしいまちづくり」では、公園広場整備事業として、下保谷森林公園の整備工事と(仮称)下保谷四丁目特別緑地保全地区の都市計画決定に向けた調査を行ったほか、環境情報の提供や環境学習の推進、住宅用太陽光発電システムの設置助成等の取組を図ってきました。

「安全で快適に暮らすまちづくり」では、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進として、都市計画道路 3・4・21 号線の用地買収を進めるとともに、都市計画道路(3・4・11 号線、3・4・13 号線、3・4・15 号線)や生活道路である市道の用地買収等や整備工事を行ったほか、消防団詰所の新築工事、雨水溢水対策工事を実施いたしました。

「活力と魅力あるまちづくり」では、産業振興マスタープランアクションプランに基づき、商店会が実施する広域型イベントの支援等、商工会や商店街の自主的な取組に対する支援や連携を深めるとともに、都市と農業が共生するまちづくり事業等を実施しました。

「協働で拓くまちづくり」では、コミュニティ検討委員会を設置し地域コミュニティのあり方について検討を進めるとともに、第三次行財政改革大綱の重点課題である公共施設の適正配置・有効活用を図るため、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を策定しました。

平成 23 年度は、昨年度までに引き続き、総合計画に掲げられた各施策の主要事業について、計画的かつ着実な推進を図るとともに、平成 26 年度からの新たな総合計画の策定に向けた検討に着手しました。

平成 23 年度の総合計画に係る主要な施策は、次のとおりです。